

AI 時代における知的財産権に関する意見

I. 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について

① 生成AIと著作権の関係について、どのように考えるか。

【意見】

- ① 学習段階での権利制限規定である現行著作権法30条の4の改正は不要と考えます。
- ② 生成段階におけるAI生成物の著作物性や権利侵害の問題については、権利の保護と社会の利便性の向上とのバランスを考慮しつつ、国際的な動向も踏まえた整理がなされることを期待します。

【理由・根拠事実】

- ① 現行の柔軟な権利制限規定（著作権法30条の4）は、AIを開発実装する際の学習用データの作成に必要な著作物の「非享受利用」を可能とする環境整備という点で、現在までのAIの技術開発の促進に大きく寄与していると捉えております。

生成AIについては、我が国を含め各国で著作権の権利者団体から自らの著作権の侵害等への懸念などが表明されていると承知しており、とりわけ知的財産戦略推進事務局の資料にてお示し頂いている「クリエイターの懸念の払拭」や「AIサービス事業者やAIサービス利用者の侵害リスクを最小化」すること等は、生成AI活用において比較的先行しているコンテンツ・メディア分野で顕在化しつつある懸念であると理解しております。しかしながら、他方で、生成AIはクリエイターによる新たなコンテンツの創造を含め、様々な分野で有効活用されることが期待されており、そうした懸念が生じない分野や領域も存在しうる点をご検討の際には十分ご配慮いただきたいと考えています。

例えば、製造業・物流業等の分野では、現場の経験値・ドメインナレッジを生成AIで活用することによって、DXが飛躍的に進む可能性があります。これらの分野では、コンテンツ・メディア分野ほどには著作権関係の懸念が生じない可能性が高いと考えられます。著作権との関係を整理される際には、懸念が生じている分野にのみ焦点をあてるのではなく、それ以外の分野にも視野を広げて、バランスのとれた検討がなされるべきです。

また、そもそもの制度趣旨に目を向けますと、AIでの活用も視野に著作権法第30条の4が整備された背景として、日本企業は遵法精神が高く、法的な懸念（著作権を侵害する懸念）がある場合には新しい技術・ビジネスに非常に慎重となるため、諸外国の後塵を拝し、産業が後退する懸念があったものと理解しております。そのため、著作権者の利益を害しない「非享受利用」を権利制限規定として明文化することで、そのような懸念をできるだけ取り除くことが日本の産業発展に資するものと考えられたわけです。このような事情は生成AIでも特に変わることは無く、著作権法上の懸念から適法なAIの活用までが過度に委縮されてしまうことが無いよう同制度が維持されるべきです。実際、実務においても同制度の整備により、AIに関する著作権法上の懸念が軽減されたという認識はユーザのレベルでも持たれており、この分野での日本の産業発展に対する貢献は大きいと考えます。なお、学習段階における、著作権法30条の4ただし書きにある「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の考え方についても、具体的なケースの分析に基づき、AI開発事業者などが過度に委縮してしまうようなことがないよう、権利者と利用者のバランスを考慮した整理がなされることを期待します。

- ② AI生成物が、生成AI利用者の著作物として認められる場合について、一義的に定めることは難しい状況

です。よって、数多ある生成 AI のサービスの類型に応じた具体的なケースに基づき、人間の創作的意図や創作的寄与の度合いについて明示的な整理がなされ、公表されることを期待しています。

①、②の検討に際しては、次のような視点も必要と考えております。1 つには、今後も新たな生成 AI サービスが創出されることが予想されること、そのような新たなサービス創出の妨げになるようなことがないよう配慮すべきということです。さらに、AI 技術がグローバルなサプライチェーンの中で検討・開発・利用される側面があることを考慮し、著作権や知的財産の関係においても国際動向も踏まえつつ、権利保護と利便性向上のバランスを考慮した整理が行われるべきであるということです。

なお、AI 生成物が既存の著作物の侵害となる場合の考え方については、様々な生成 AI サービスが提供されている現状を踏まえ、具体的なケースの分析を通じた整理がなされることを期待します。当協会としても引き続きケースの提供などを通じてインプットの機会を頂戴したいと考えます。

② 生成 AI と著作権以外の知的財産法との関係について、どのように考えるか。

【意見】

生成 AI と著作権法以外の知的財産法との関係については、原則として、生成 AI はその他の AI と同様の問題が懸念され、生成 AI 特有の問題はないものと考えます。

【理由・根拠事実】

例えば、経験値・ドメインナレッジを利用した DX を推し進めるために AI を活用する際には、実務上、不正競争防止法（営業秘密・限定提供データ保護）との関係が重要となることが想定されますが、これらは既に法整備がなされており、それを前提に当事者間での適切な契約を締結することにより、取引上の妥当性を担保することが可能となっています。また、プロンプトエンジニアリングを含む AI 関連技術については、特許とノウハウの組合せで技術を保護していくことになることが想定されます。

AI 全般の問題としては、例えば、発明者の問題（自然人か AI か）や特許の藪によるクリアランスの負荷増加、公知例の乱立による権利の無効化とそれに伴う発明者のモチベーションの低下により発明の奨励、産業の発達という特許制度の本来の目的が達せられなくなるという懸念など、これら問題をどう扱うのかについては AI 技術の発展と産業の発達とのバランスを慎重に検討しながら対応すべきであると考えます。

なお、生成 AI に関して保護すべき利益のうち、人間の精神的活動の発露ではない部分については、著作権法以外のアプローチでの保護について、保護の可否を含めて検討が必要と考えます。

③ 生成 AI に係る知的財産権のリスク回避等の観点から、技術による対応について、どのように考えるか。

【意見】

技術的な保護措置により、AI 事業者や利用者にとってのあらゆる法的リスクを確実に除去することは現実には不可能であります。しかしながら、そのような前提のもとであっても、技術による対応（権利者によるオプション・オプトアウトを可能とする仕組みの実装や、学習用データセットにある既存の著作物と類似したものが生成されないようなフィルタリングの実装等）により、権利者の懸念をある程度事前に払拭できる場合はあり得るところであり、事前にその内容を周知してリスクの軽減に努めることは有用と考えます。ただし、自主的な取り組みの枠を超えて、対応を法律で義務化することには慎重であるべきであり、賛同できません。また、（技術による対応ではありませんが）権利者の懸念に応えるために学習内容や学習方法について透明性を確保することは重要と認識していますが、企業の営業秘密への適切な配慮や、AI 事業者が過度な開示義務を負わされて技術の進展が阻害されないような配慮も同時に求めたいと思います。

【理由・根拠事実】

① 欧州の AI 法案では生成 AI の基盤モデルの事業者等に対して、学習データとして使用した著作物に関する詳細なサマリーを作成し、公開することが義務付けられようとしています。当協会としては、このような義務を法律で定めることに強い懸念があります。そもそもどのような情報を学習させたかということ自体が事業者にとってサービスの競争力を左右する重要な情報でありそれを開示することは困難です。実態として、例えば、ウェブクロールされたデータ（すなわちオープンなインターネット全体）で学習される場合に学習に使用された知的財産で保護されたデータを開示することも含めて企業負担が大きすぎることやそのようなデータの使用自体が企業秘密にも該当するものでもあり、更にインターネットからのデータも動的／更新されるという意味で、これらは動的な学習でもあり、オープン・ウェブ全体の正確で最新の要約を提供するということは不可能であると考えられます。このように、学習に用いるデータは非常に膨大であることから、記録・開示等にかかる事業者への負担が非常に大きく、AI が事業として成り立たなくなる可能性もあります。そうすると、市場への参入企業が減り、AI の社会での活用を抑制しかねないものと考えております。一方で、こうした対応については事業者が提供する AI の透明性の確保が重要であるとの認識のもと、市場の原理に基づき、将来的には各社として合理的な対応がなされていく可能性はあるものと考えます。

また欧州の AI 法案では、既に個別の規制が存在する分野について、重畳的に規制が課されることについても産業界として懸念が示されており、そのようなことを踏まえても過度な企業負担とならないよう慎重な検討が望まれます。

② AI 生成物へのラベル貼付を含む識別表示については、企業間の自由競争の過程で、消費者のニーズや各企業の考え方に則って企業が自ら判断して対応すべき事項であると考えております。これへの対応の難易度はコンテンツの種類により異なると考えられるとともに、対応には相応の技術開発投資が必要であり、仮に法律上の義務となるような場合には、これに素早く対応できる企業には限りがあることから一部の企業のみが AI 事業者になり得るといった市場環境になる懸念があります。

③ 権利者が自らの著作物について AI による学習の対象外としたいという思いがあり、それを実現可能にするために技術的な解決手段が一つの検討テーマであることは理解いたします。こうした技術の開発や有効な実装のためには、国際的な調和を前提とした枠組み作りが必要になると考えますが、このような枠組み自体を法律で規定することには懸念があります。AI 事業者に対する重い義務は、当該事業への参入障壁となり得、それに対応することができる一部の企業による寡占を助長させる懸念があるためです。なお、仮にこのような技術が共通ルールに基づき、公平な競争条件のもとで実装可能になり、オプトアウトの意思表示を識別できるようになったとしても、学習後事後的にオプトアウトの意思表示をされた場合において、既に学習したデータから削除することは困難であるため、その部分について AI 事業者側が責任を問われないようことを明確にするといったルール上の手当ても検討が必要と考えます。

④ 技術による対応によって、AI により他の著作物の類似物を出力させないようにすることが一定程度可能なことは承知していますが、類似物が出力されることをもって、すなわち利用者や AI 事業者による著作権侵害には必ずしも該当しない（依拠性の問題や、行為主体の問題があるため）ことや、技術による対応の実効性はコンテンツの種類や AI の種類によっても異なると思われることから、これらの対応を法律等によって企業に義務付けることは適切ではないと考えます。

④ 生成 AI に関し、クリエイター等への収益還元の内訳について、どのように考えるか。

【意見】

① 学習段階での 30 条の 4 で許容される行為については対価不要であり、法律で補償金などを義務化することには反対します。

② 権利者側がデータセットを整備することには賛成します。

【理由・根拠事実】

① 著作権法 30 条の 4 は著作物を享受（鑑賞等）する目的で利用していない場合は著作権者の利益を通常害しない行為と評価できるとの考え方のもと立法されています。この立法趣旨に鑑みれば、著作権法 30 条の 4 で現行認められている非享受利用には当然に対価は発生しないものと考えています。一部に、そうした学習行為についても他の権利制限規定に対する対価還元の措置のように補償金制度での解決策を求めるとご意見もあると認識しておりますが、仮にそのような枠組みを作ろうとした場合、学習に利用した著作物とその著作権者の特定、当該著作権者への透明性のある適切な分配を実現することは到底考えにくく、実現可能性が極めて低いと考えます。

なお、生成 AI について、コンテンツ等の生成目的で利用される前提で議論されることも多いですが、産業向け大規模言語モデル(LLM)等では、所謂コンテンツではなく産業分野のデータ活用が想定されることから、そのような生成 AI については、クリエイターへの還元等を考慮する必要が生じ得ないことはご認識頂ければと思います。

② クリエイター側で機械学習に適した学習用のデータセットを整備する動きがあることについては歓迎したいと思います。AI 開発者にとって使いやすいデータセットとなるよう、AI 開発者と権利者による対話が今後進展することに期待します。

⑤ AI 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備について、どのように考えるか。 **【意見】**

データの作成者の権利の保護と、AI 技術の進歩とのバランスをとりながら進めていただくことを希望します。また、管理事業者の整備も同時に行うことが必要と考えます。

【理由・根拠事実】

データ利活用の促進の観点から、クリエイターの権利の保護も重要であると考えます。一方で AI 技術の進歩も今後の発展を期待しています。そのため、それらを両立した取り組みに期待します。

また、データは産業の発展に重要ですが、一方で日本は国の規模故に、米国・EU・中国と比して保有するデータ量が少なく、データ確保に苦慮することが想定されます。そのため、データセットを入手しやすい環境を整えるためにも、具体的なニーズや権利者への影響を検証の上、デジタルアーカイブを整備する意義はあると考えます。なお、B to B 事業等では、特に、自治体の保有する河川・森林・都市等にかかるデータ等、社会課題を解決するためのデータ利活用環境の整備を加速頂きたいと存じます。今後の GX 対応等でも需要が高まることが想定されます。

⑥ ディープフェイクについて、知的財産法の観点から、どのように考えるか。

【意見】

生成 AI に特化した特別の対応は不要と考えられます。しかしながら、生成 AI により、審判・訴訟時の証拠の捏造が、より容易になることが懸念されます。

【理由・根拠事実】

特許侵害訴訟における被告が、特許の無効資料や先使用権を行使するための資料を捏造する等の問題が生じる可能性があると考えます。

⑦ 社会への発信等の在り方について、どのように考えるか。

【意見】

(意見はありません)

【理由・根拠事実】

II. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について

① AIによる自律的な発明の取扱いの在り方について、どのように考えるか。

【意見】

現時点では、AIによる自律的な発明の取扱いの在り方については、慎重に検討すべき、という意見が多数です。

【理由・根拠事実】

まず、AI発明は大きく3つに分けて考えられます。1つ目は、AIアルゴリズムや学習データ等に特徴がある①「AIアルゴリズム発明」です。2つ目は、学習済みモデルを製品やサービスに用いてAIを道具として利用する②「AI応用発明」です。AI応用発明は、AIの入出力やAIの用途に特徴があります。3つ目は、AIが独自に発明を生み出した③「AI Created発明」です。「AI Created発明」は、人が介在せずにAI自身が発明の着想(conception)を行うことに特徴があります。

これらのAI発明について、①「AIアルゴリズム発明」及び②「AI応用発明」など、現行の基準に基づいて保護対象となる発明に対しては、特許権による保護が適切になされるべきと考えます。

これに対し、③「AI Created発明」のように現行の基準を大きく変えて保護の拡大を行うことについては、現時点では慎重に検討すべきと考えます。

なお、AIのみによる着想によって発生した成果物である「AI Created発明」については、特許制度で保護することは、反対という意見が大半ですが、時期尚早という意見や、「AI Created発明」は技術の大きな流れであり、そのような技術の進歩に制約を掛けるのではなく別途保護の枠組みを検討した上で「AI Created発明」の保護を図るべきという意見もございます。

次に、AIが着想に寄与した発明には、自然人が発明を着想するにあたり、①「AIアルゴリズム発明」や②「AI応用発明」のように、AIをツールとして利用するケース(第1のケース)、自然人とAIの着想の双方が発明を着想するケース(第2のケース)、③「AI Created発明」のように、AIのみが発明を着想するケース(第3のケース)の3つに整理されます。このうち第1のケース、第2のケースについては、着想に寄与した自然人を発明者とすれば足りると考えております。

即ち、関連技術への投資促進という観点から、AIにより生成される発明の生成過程(アルゴリズムのプログラミング、パラメーターの設定、学習用のデータの収集、生成された作品のチューニング等)に人の介在が認められれば当該人や人が属する企業の権利として生成発明の保護は認められてもよい、と考えています。

一方、第3のケース(③「AI Created発明」)については、もし、AIが発明者として認められ、AIがなした成果物を発明として特許で保護することになると、多数の特許が乱造されるおそれがあります。そうすると、特許の藪が出現し、産業活動が混乱しかねないと考えております。このため、AIがなした成果物を発明として特許で保護することには反対する意見が大半です。

但し、「AI Created発明」については、人が介在しないことが前提となっておりますが、人の介在の程度によっては「AIを動作させることによって生み出された結果物」自体は「AI Created発明」ではなくなるので、その介在した人を発明者として、「AIを動作させることによって生み出された結果物」自体の保護を図るべきという意見もございます。

人の介在のどの程度をもって発明者としての貢献と言えるかについては、特許発明のみでなく、AIを動作させることによって生み出された意匠の創作者や、AIを動作させることによって生み出された著作物の著作者についても同様に捉えて検討していく必要があるものと考えております。

尚、人の介在のない「AI Created 発明」の保護についても、上記のような産業活動の混乱を招かない範囲で議論すべきという意見もございます。

② AI 利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題について、どのように考えるか。

【御意見】

現時点では、AI 利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題については、特にない、と考えています。

【理由・根拠事実】

AI 利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題については、特に懸案はない、と考えています。新規性（29条1項）と進歩性（29条2項）等については、基本的には、現行のソフトウェア関連発明に即して判断するのが妥当だと考えております。

まず、例えば、AI アルゴリズム自体というよりはその利用、及び実行フェーズに特徴がある発明の場合は、AI アルゴリズムに関連する部分の記載要件がある程度緩和されたとしても、当業者において実施可能と判断できると考えられます。この場合には、AI アルゴリズムがより特徴的ではないわけですから、その分、AI アルゴリズム自体は新規性、非自明性の判断において比較的考慮されなくなる方向に働くべきと考えます。

次に、審査でどのような基準で先行技術を適用するかどうかは、実務上難しい問題が生じ得るかもしれません。例えば、AI が様々な分野で応用可能であるということだけを理由として、ある分野に AI を適用した発明について、単純に進歩性を否定するような判断は避けるべきように考えます。逆に、例えば、農業分野に AI を適用した発明の場合、農業分野（AI についての知識はあまりない分野）の技術水準のみから考えれば新規であり、進歩性もあるとして、AI を適用したということのみで進歩性が容易に認められてしまうことも避けるべきと考えます。従って、AI 発明の審査においても、他の分野の発明と同様に、AI を適用した発明の本質、特徴を十分に考慮して判断することになる、と考えます。

尚、近年は prior art を生成する AI が開発されており、AI の生み出す prior art には既存の技術を単にランダムに組み合わせただけのものも考えられますので、そのような文献を prior art とすべきかは、慎重に判断する必要があります。

最後に、AI による発明創出が進歩するにつれて、「誰が発明者か？」が見分けにくくなる懸念があります。この場合には、冒認出願の観点も含めて、発明における自然人における貢献の有無、程度が慎重に考慮されるべきと考えます。どの程度の貢献があれば発明者足りうるのかの基準については十分な検討が必要となります。

Ⅲ. その他（上記の他、本意見募集に関わる項目についての御意見や情報提供）

【意見】

（意見はありません）

【理由・根拠事実】

【情報提供】

当部会においては、AI 技術を活用した発明の取り扱いなどに関して、同様のパブコメに対して意見を提出さ

せて頂いております。これまで提出させて頂いた弊委員会の意見は、JEITA のホームページに公開されていますので、便宜のため、その URL を掲載させていただきます。

- 2018 年 11 月 07 日【日本】「AI 関連発明の審査課題に対する提案募集」に対する意見：
https://home.jeita.or.jp/press_file/20181114102256_YqU065M7yK.pdf
- 2019 年 10 月 21 日【米国】「AI 関連発明」に対する意見：
https://home.jeita.or.jp/press_file/20191021140925_Zn63pwGYuC.pdf
- 2021 年 12 月 24 日【英国】AI と知的財産（著作権、特許）に関する協議に対する意見：
https://home.jeita.or.jp/press_file/20220118090811_pYG7TihXoR.pdf

以上